平成２５年（再イ）第８号
広島市佐伯区湯来町大字白砂429番地
再生債務者　冨政　健太
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年６月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年６月13日まで
平成25年５月16日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第４１号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町１番17―801号
再生債務者　髙橋　広樹
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年６月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年６月13日まで
平成25年５月16日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２５年（再イ）第６号
神戸市西区樫野台５丁目３番地８―401号
再生債務者　石野　貞夫
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年６月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年６月17日まで
平成25年５月17日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第２８号
盛岡市津志田町１丁目16番47号
再生債務者　山﨑惠一郎
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年５月16日
盛岡地方裁判所第２民事部

小規模個人再生による免責決定

平成２５年（モ）第２号
佐賀県伊万里市脇田町821番地13
再生債務者　桑原　美博
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成25年５月14日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（モ）第３号
佐賀県伊万里市脇田町821番地13
再生債務者　桑原　和子
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成25年５月14日　佐賀地方裁判所武雄支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１０１１６号
東京都江東区東砂４―７―８
再生債務者　篠原　徳雄
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月27日から平成25年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第２号
大阪市平野区加美鞍作１丁目１番50―902号
再生債務者　大貫廣志こと　宋　　广玉
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月17日から平成25年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１５号
千葉県船橋市南三咲３丁目29番12号
再生債務者　北里　　光
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月30日まで
平成25年５月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１０１１１号
東京都墨田区東向島６―37―４―406
再生債務者　上村　　仁
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月30日まで
平成25年５月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１７号
兵庫県尼崎市若王寺１丁目12番４号　南畑文化108号
再生債務者　藤井　基彰
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年６月６日まで
平成25年５月16日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１４号
宮城県塩竈市松陽台２丁目９番８号
再生債務者　相沢　俊彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月16日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第７号
岡山市北区西辛川343番地４
再生債務者　山本　佳幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月17日
岡山地方裁判所第３民事部

企業年金基金変更公告

キリンビール企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
1　新所在地　東京都中野区中野四丁目10番２号　中野セントラルパークサウス
2　旧所在地　東京都中央区新川二丁目10番１号
3　変更年月日　平成25年５月27日
平成 25 年５月 27 日
キリンビール企業年金基金
理事長　三好　敏也

官報公告の申込先

合併公告
左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十月九日
掲載頁　五十八頁（号外第二二〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十月九日
掲載頁　六十二頁（号外第二二〇号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十月九日
掲載頁　六十一頁（号外第二二〇号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十月九日
掲載頁　六十二頁（号外第二二〇号）
平成二十五年五月二十七日
札幌市白石区流通センター五丁目七番一号
（甲）株式会社一高たかはし
代表取締役　髙橋　雅行
北海道北斗市七重浜一丁目八番一二号
（乙）株式会社ガスコープいちたか
代表取締役　岩崎　　亮
札幌市中央区南八条西六丁目一〇三六番地
（丙）西山油機株式会社
代表取締役　髙橋　雅行
北海道帯広市西二三条北一丁目八番地一〇
（丁）株式会社十勝エネルギー
代表取締役　佐藤　勝治